

# 一般社団法人日本流体力学会 中四国・九州支部規則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 一般社団法人日本流体力学会（以下「学会」という）定款第5条の規定に基づいて中国、四国、九州地区（中国、四国、九州、沖縄の各県を示し、以下「西日本地区」という）に支部を設け、一般社団法人日本流体力学会中四国・九州支部（以下「本支部」という）と称する。

(事務局の所在地)

第2条 本支部は事務局を支部長所属機関に置く。

## 第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本支部は、西日本地区における流体力学に関する学術および技術の進展と知識の普及をはかり、本支部会員ならびに学会会員相互および国際的な交流をはかることを目的とする。

(事業)

第4条 本支部は、前条の目的を達するために次の事業を行う。

- (1) 研究会、講演会の開催
- (2) 講習会、セミナーの開催
- (3) 研究および調査の実施
- (4) 関連学術・技術団体との交流
- (5) その他定款第3条の目的を達するために適切な事業

(事業年度)

第5条 本支部の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

## 第3章 会員

(支部会員)

第6条 原則として西日本地区に勤務、在住、あるいは在学する学会会員をもって本支部会員とする。

## 第4章 支部運営委員

(名称および人数)

第7条 本支部に次の支部運営委員を置く

- (1) 支部長1名、副支部長1名
- (2) 支部長、副支部長以外の支部幹事20名以内。
- (3) 支部監事2名
- (4) 支部顧問若干名

(選任方法)

第8条 第7条(2)に相当する支部運営委員は、支部会員の中から互選により選ばれる。

- 2 本支部会員で学会の理事のうち、少なくとも1名以上は支部運営委員を兼ねるものとする。
- 3 支部長と副支部長は、支部幹事により支部会員の中から選ばれる。
- 4 選ばれた支部長と副支部長は支部運営委員となる。

(任務)

第9条 支部長は、本支部を代表し、本支部の業務を統括し、支部運営委員会と支部総会の議長となる。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故のあるときはその任務を代行する。
- 3 その他の支部幹事は、本支部の業務を執行する。
- 4 支部監事は、本支部の事業および会計を監査する。

(任期)

第10条 支部運営委員任期は原則として4月1日から翌翌年の3月31日までの2年とし、再任を妨げない。

## 第5章 会議

(支部運営総会)

第11条 支部運営総会は、すべての支部所属代議員をもって構成する。

- 2 支部会員は議決権を持たないオブザーバーとして総会に出席することができる。
- 3 支部運営総会（定期総会）は、毎年1回支部長が招集する。
- 4 支部運営総会（臨時総会）は、支部長が必要と認めたとき、および支部所属代議員の5分の1以上から請求があったときに、支部長があらかじめ会議の議題を示して招集する。
- 5 支部運営総会は、次の事項を審議し議決する。
  - (1) 事業計画および予算案
  - (2) 事業報告案および決算報告案
  - (3) 支部運営委員の選任
  - (4) 支部として推薦が適当であると考えられる次期代議員候補者の選出
  - (5) 支部規則の改正案
  - (6) その他本支部の運営に関する重要事項
- 6 支部運営総会は、支部所属代議員の過半数の出席をもって成立する。ただし、欠席する支部所属代議員があらかじめ出席する他の支部所属代議員または支部長に議事に対する意思の遂行を委任した場合には、これを出席者とみなす。
- 7 支部運営総会は、出席者の過半数をもって議決する。
- 8 本支部は、支部運営総会の議決事項をそのつど学会会長に報告する。

(支部運営委員会)

第12条 支部運営委員は、支部運営委員会を組織する。

- 2 支部運営委員会は、支部長が本支部の業務の執行について必要と認めたときに招集する。

- 3 支部運営委員会は、支部総会に付議する事項ならびに本支部の業務に関する重要事項を審議し議決する。ただし、第11条5項(4)は審議事項から除く。
- 4 支部運営委員会は、支部長、副支部長および支部幹事で構成され、構成員の過半数をもって成立する。ただし、欠席する支部幹事があらかじめ出席する他の支部幹事に議事に関する意思の遂行を委任した場合には、これを出席者とみなす。
- 5 支部運営委員会は、出席者の3分の2以上の同意をもって議決する。

## 第6章 会計

### (経費支弁の方法)

第13条 本支部の経費は、学会からの支部活動交付金、本支部の主催または共催する事業およびその他の収入をもって支弁する。

### (会計監査)

第14条 本支部の予算と決算は、支部監事の監査を受けなければならない。

### (会計報告)

第15条 本支部は、支部総会において前年度の決算報告を行い、その承認を得なければならぬ。

## 第7章 規則の改定

第16条 この規則の改訂には、第11条5項の規定を適用する。

### 補則

#### (細則)

第17条 この規則の実施についての必要な細則は、支部運営委員会の議決を経て別に定める。

### 付則

1. この規則は、平成18年1月1日から施行する（平成17年12月3日理事会承認）。
2. この規則は、平成26年1月1日から施行する（平成25年12月14日理事会承認）。